

横瀬町小学校等入学祝い金支給条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、横瀬町小学校等入学祝い金支給条例(平成23年条例第2号。以下「条例」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 条例第2条第1号に規定する児童等を養育している者とは、父母又は父母がいない場合においては当該児童等を養育している者とする。

2 条例第2条第2号に規定する町税に滞納がないものとは、父母又は父母がいない場合においては当該児童等を養育している者に滞納がないものとする。

(申請及び支給決定)

第3条 条例第4条に規定する申請は、横瀬町小学校等入学祝い金支給申請書(様式第1号)により申請するものとする。

2 条例第5条に規定する支給の可否の決定をしたときは、横瀬町小学校等入学祝い金支給決定(却下)通知書(様式第2号)により受給資格者に通知するものとする。

3 受給の申請は、5月末日までとする。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第20号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。